

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成28年
1月26日
(火曜日)

目次

○告示

- 生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課)……………
- 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の休止の届出(厚政課)……………
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課)……………
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(河川課)……………

○公告

- 国土調査の成果の認証(政策企画課)……………
- 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………



山口県告示第十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年一月二十六日

施術者の氏名	名	施	術	所	在	所	地	指定年月日
吉富 千恵	よしとみ	整	骨	院	山	口	市	小
					郡	下	郷	三〇四の一
								平成二七、四、一

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を休止した旨の届出があった。

平成二十八年一月二十六日

居宅介護事業者の氏名又は名称	住所又はたる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	事業の種類	休止年月日
日環特殊株式会社	下関市山の田東町七番一号	ポラスケア介護ステーション	訪問介護	平成二七、一、一
〃	〃	〃	訪問介護	〃
〃	〃	〃	訪問介護	〃
〃	〃	〃	訪問介護	〃

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年一月二十六日

居宅介護事業者の氏名又は名称	住所又はたる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	事業の種類	指定年月日
コパンの森株式会社	岩国市通津三六三四の八	コパン	訪問介護	平成二七、一、一
〃	〃	〃	訪問介護	〃
〃	〃	〃	訪問介護	〃
〃	〃	〃	訪問介護	〃

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県錦川総合開発事務所 岩国市錦町広瀬七八〇番地

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十八年一月二十七日から同年二月十七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十八年三月十六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県錦川総合開発事務所(電話〇八二七―七二―三七四四)にすること。



(二五) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十八年一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
山陽小野田市	平成二十五年五月二十四日から平成二十七年九月十六日まで	山陽小野田市地籍簿	大字小野田及び高栄三丁目各一部

〃 〃 〃
 平成二十六年四月一日から平成二十七年九月十六日まで
 〃 〃
 大字西高泊の一部

二 認証年月日

平成二十八年一月二十六日

(二六) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年一月二十六日から同年五月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ドラッグコスモス遠石店

所在地 周南市上遠石町一―五九の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃 代表者の氏名

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年九月九日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、四三八平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

四八台

(二) 駐輪場の収容台数

一一台

平成二十八年一月二十六日印刷
発行

発行人所

山口県知事

- (三) 荷さばき施設の面積
二七平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の容量
九立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
氏名又は名称
株式会社コスモス薬品
開店時刻 午前一〇時
閉店時刻 午後一〇時
 - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後十時三十分まで
 - (三) 駐車場の自動車の出入口の数
二箇所
 - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
- 八 届出年月日
平成二十八年一月八日